（作成例）

○○児童クラブ運営規程

１　名称及び所在地

児童クラブ（以下「本児童クラブ」という。）の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名　称　○○児童クラブ

所在地　仙台市○○○○○（○○幼稚園内）

２　事業運営

（１）児童クラブの運営は、○○○○○（団体名）が行う。

（２）児童クラブの運営責任者は、○○の園長（所長）とする。

３　事業の目的及び運営の方針

（１）児童クラブは、児童福祉法第６条の３第２項に基づき、児童に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする。

（２）児童クラブの運営は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行う。

４　職員の職種、員数及び職務の内容

（１）職種　放課後児童支援員及び補助員

（２）員数　一の支援の単位につき常時２名以上

　　　　　　　年間を通して配置する職員数　放課後児童支援員　○人

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　補助員　　　　　　○人

（３）職務の内容　放課後児童支援員：児童クラブの運営及び利用する児童の支援

　　　　　　　　　補助員：放課後児童支援員の職務の内容に係る補助

５　開所している日及び時間

（１）平日（長期休業日等を除く）　放課後から午後○時まで

（２）土曜日　午前○時から午後○時まで

（３）長期休業日等（土曜日を除く）　午前○時から午後○時まで

（４）その他　特に必要がある場合は、臨時に開所または閉所する場合がある。

６　支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が負担する額

（１）児童クラブにおける支援の内容は次のとおりとする。

①登録児童の健康管理、安全確保、情緒の安定の確保

②出欠確認をはじめとする登録児童の安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全確保

③登録児童の活動状況の把握

④遊びの活動への意欲と態度の形成

⑤遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと

⑥連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施

⑦家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援

⑧その他登録児童の健全育成上必要な活動

（２）児童クラブにおける支援の提供につき登録児童の保護者が負担する額は、次のとおりとする。

①保護者負担金の基本利用分の額　児童１人につき月額○○円（減額制度あり）

②保護者負担金の延長利用分の額　児童１人につき月額○○円

③必要に応じて実費やおやつ代を徴収する場合がある

７　利用定員

児童クラブの利用定員は、おおむね以下のとおりとする。

　児童クラブＡ　○人

　児童クラブＢ　○人

※前項の利用定員は、毎日利用する児童の人数及び一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた人数とする。

８　通常の事業の実施地域

児童クラブの実施地域は、仙台市立○○小学校の通学区域を基本とする。

９　事業の利用に当たっての留意事項

（１）登録児童及びその保護者は、児童クラブの利用に際し、関係法令の規定に従うものとする。

（２）登録児童及びその保護者は、児童クラブの運営に協力するとともに、児童クラブが行う運営上必要な範囲において行う指示等に従うものとする。

10　緊急時等における対応方法

緊急時等における対応は、別に定める【○○児童クラブ緊急対応マニュアル】に基づき、適切に対応するものとする。

11　非常災害対策

（１）児童クラブの運営に際しては、別に定める【○○児童クラブ非常災害対策マニュアル】に基づき、安全管理に十分配慮し、火災、損傷等を防止して財産の保全を図るとともに、登録児童及び職員の安全確保に努めるものとする。

（２）非常災害対策として、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と定期的な訓練を行うものとする。

12　虐待の防止のための措置に関する事項

児童クラブの運営にあたっては、登録児童の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、本児童クラブの運営にあたるものとする。また、職員の資質の向上に努め、虐待の防止のための環境を整えるものとする。

13　その他事業の運営に関する重要事項